



山形県公報

平成17年3月25日(金)
第1629号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                          |         |     |
|------------------------------------------|---------|-----|
| 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部の施行期日を定める規則..... | (環境整備課) | 274 |
| 山形県産業科学館条例施行規則の一部を改正する規則.....            | (工業振興課) | 同   |

### 告 示

|                                           |             |     |
|-------------------------------------------|-------------|-----|
| 山形県里山環境保全地域の指定.....                       | (環境保護課)     | 275 |
| 山形県里山環境保全地域の保全計画.....                     | (同)         | 同   |
| 救急病院等の告示.....                             | (健康福祉企画課)   | 同   |
| 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....                 | (置賜総合支庁福祉課) | 276 |
| 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....     | (農政企画課)     | 同   |
| 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (同)         | 277 |
| 山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....      | (同)         | 同   |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅.....                | (同)         | 同   |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定.....        | (同)         | 278 |
| 昭和41年4月県告示第422号(山形県野菜奨励品種)の一部改正.....      | (農業技術課)     | 同   |
| 昭和41年4月県告示第423号(山形県果樹奨励品種)の一部改正.....      | (同)         | 同   |
| 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正.....     | (同)         | 同   |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....               | (森林課)       | 279 |
| 民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....                   | (同)         | 280 |
| 都市計画事業の変更の認可.....                         | (都市計画課)     | 同   |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 山形県指定無形民俗文化財の指定..... | 281 |
|----------------------|-----|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 政治団体の設立.....          | 同   |
| 政治団体の届出事項の異動.....     | 282 |
| 政治団体の解散.....          | 283 |
| 政治団体の収支報告書の要旨.....    | 同   |
| 同.....                | 284 |
| 同.....                | 286 |
| 同.....                | 287 |
| 政治団体の収支報告書の訂正.....    | 288 |
| 同.....                | 289 |
| 資金管理団体でなくなった旨の届出..... | 291 |
| 資金管理団体の届出事項の異動.....   | 同   |

## 人事委員会関係

## 規 則

|                                                  |     |
|--------------------------------------------------|-----|
| 山形県人事委員会規則13-5(職員からの苦情相談に関する規則).....             | 292 |
| 山形県人事委員会規則4-5(公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則... | 293 |
| 山形県人事委員会規則4-7(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則)の一部を改正する規則... | 同   |
| 山形県人事委員会規則6-1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則..... | 同   |
| 山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....  | 294 |
| 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則... | 同   |
| 山形県人事委員会規則7-3(職務に専念する義務の特例)の一部を改正する規則.....       | 296 |
| 山形県人事委員会規則13-1(職員の不利益処分の審査に関する規則)の一部を改正する規則..... | 同   |
| 山形県人事委員会規則13-3(公開口頭審理の傍聴に関する規則)の一部を改正する規則.....   | 同   |

## 告 示

平成16年3月19日号外山形県人事委員会告示第1号(人事委員会事務局長に対する任期付職員及び任期付研究員の採用等に関する承認並びに協議の権限の委任)の一部改正..... 同

## 公 告

|                            |                     |     |
|----------------------------|---------------------|-----|
| 一般競争入札の公告.....             | (税政課)...            | 297 |
| 大規模小売店舗の新設の届出.....         | (商業振興課)...          | 298 |
| 大規模小売店舗の変更の届出.....         | (同)...              | 299 |
| 同.....                     | (同)...              | 同   |
| 一般競争入札の公告.....             | (建築住宅課)...          | 300 |
| 県営住宅入居者の一般公募.....          | (置賜総合支庁西置賜総務建築課)... | 302 |
| 同.....                     | (庄内総合支庁建築課)...      | 304 |
| 山形県企業局水道用水供給事業に係る情報提供..... | (企業局)...            | 306 |

## 正 誤

規 則

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第14号

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(平成17年2月県条例第4号)附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成17年4月1日とする。

山形県産業科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第15号

山形県産業科学館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業科学館条例施行規則(平成12年12月県規則第131号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午前9時30分」を「午前10時」に改める。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第244号

山形県自然環境保全条例（昭和48年 3月県条例第21号）第14条の 2 第 1 項の規定により、里山環境保全地域を次のとおり指定する。

なお、区域図は、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課並びに村山市役所において縦覧に供する。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名 称 山形県河島山里山環境保全地域
- 2 区 域 縦覧に供する区域図のとおり

山形県告示第245号

山形県自然環境保全条例（昭和48年 3月県条例第21号）第14条の 3 第 1 項の規定により決定した山形県河島山里山環境保全地域に関する保全計画は、次のとおりである。

なお、関係図書は、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課並びに村山市役所において縦覧に供する。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県河島山里山環境保全地域保全計画

- 1 自然環境の保全に関する基本的な事項
  - (1) 保全すべき自然環境の特質
 

当地域は、山形盆地北西部に位置し、最上川と農村集落、農地に囲まれた低地丘陵であるとともに、多種多様な動植物が生育する自然が残っている。これらの里山環境は、自然の営力と人為のバランスが調和して創成されてきたものであり、利用者の安全と景観維持に配慮しながら保全すべき貴重な里山地域となっている。
  - (2) 権利制限関係等の概要
 

当地域には、県指定文化財の河島山遺跡が存するほか、地域の一部は、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく暮点銃猟禁止区域に指定されている。また、一帯は昭和63年から平成 2 年にかけて村山市が河島山環境林整備事業を行い、散策路、防火帯兼用広場を整備している。
  - (3) 保全施設に関する方針
 

保全施設として、巡視歩道、防火施設、砂防施設、標識その他これに類する施設の整備及び病害虫除去、植生復元のための事業を必要に応じて実施する。
- 2 自然環境の保全のための施設に関する事項
 

縦覧に供する保全施設計画図のとおりとする。
- 3 自然環境の保全に資する里山環境保全地域及びその周辺の地域における農林漁業その他の人の活動に関する事項
 

農林業及び遺跡等機能との調整を図りつつ、自然の回復力を超えない範囲の適度な自然利用を継続しながら地域内の自然環境を保全することを基本とする。

山形県告示第246号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称      | 所 在 地              | 認 定 期 間                        |
|----------|--------------------|--------------------------------|
| 寒河江市立病院  | 寒河江市大字寒河江字塩水80番地   | 平成17年 4月11日から<br>平成20年 4月10日まで |
| 山形県立河北病院 | 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 | 平成17年 4月11日から<br>平成20年 4月10日まで |

|          |                  |                                |
|----------|------------------|--------------------------------|
| 朝日町立病院   | 西村山郡朝日町大字宮宿843番地 | 平成17年 4月11日から<br>平成20年 4月10日まで |
| 山形県立新庄病院 | 新庄市若葉町12番55号     | 平成17年 4月11日から<br>平成20年 4月10日まで |
| 市立酒田病院   | 酒田市千石町二丁目 3 番20号 | 平成17年 4月11日から<br>平成20年 4月10日まで |
| 町立八幡病院   | 飽海郡八幡町小泉字前田37番地  | 平成17年 4月11日から<br>平成20年 4月10日まで |

山形県告示第247号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第 1 項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                    | 事業所の名称及び所在地                                       | 児童居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------|------------|
| 社会福祉法人<br>米沢市社会福祉協議会<br>山形県米沢市西大通一丁目 5 番60号 | 米沢市社会福祉協議会<br>ホームヘルプステーション<br>山形県米沢市西大通一丁目 5 番60号 | 児童居宅介護    | 平成17. 3.15 |

山形県告示第248号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程（昭和48年 6月県告示第796号）の一部を次のように改正する。  
第 4 条の表を次のように改める。

| 融資機関<br>借受者<br>原資の種類              | 農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）<br>第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関 |            | 農業近代化資金助成法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 5 号に掲げる融資機関 |            | 漁業近代化資金助成法（昭和44年法律第52号）<br>第 2 条第 2 項第 1 号及び第 5 号に掲げる融資機関 |            |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------|------------|------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------------------|------------|
|                                   | 農業近代化資金助成法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者                      | その他のもの     | 農業近代化資金助成法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者           | その他のもの     | 漁業近代化資金助成法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる者                   | その他のもの     |
| 1 農業近代化規程第 2 条の表（第 6 号を除く。）に掲げる資金 | 年0.20パーセント                                          | 年0.20パーセント | 年0.20パーセント                               | 年0.20パーセント | -                                                         | -          |
| 2 農業近代化規程第 2 条の表第 6 号に掲げる資金       | 年0.20パーセント                                          | 年0.20パーセント | 年0.20パーセント                               | 年0.20パーセント | -                                                         | -          |
| 3 漁業近代化規程第 2 条の表（第 2 号を除く。）に掲げる資金 | -                                                   | -          | -                                        | -          | 年0.20パーセント                                                | 年0.20パーセント |

|                         |            |            |            |            |            |            |
|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 4 漁業近代化規程第2条の表第2号に掲げる資金 | -          | -          | -          | -          | 年0.20パーセント | 年0.20パーセント |
| 5 知事が特に必要と認める資金         | 年1.45パーセント | 年1.45パーセント | 年1.45パーセント | 年0.60パーセント | 年1.45パーセント | 年1.45パーセント |

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成17年3月18日から適用する。
- 平成17年3月18日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第249号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程(平成4年6月県告示第729号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.75パーセント」を「年2.95パーセント」に改める。

第4条の表中「-」を「年0.20パーセント」に、「年1.25パーセント」を「年1.45パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成17年3月18日から適用する。
- 平成17年3月18日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第250号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程(平成5年9月県告示第1004号)の一部を次のように改正する。

第5条の表中「年0.5パーセント」を「年0.7パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成17年3月18日から適用する。
- 平成17年3月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第251号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成17年3月25日限り消滅した。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 加入区 の 名 称 | 区 域      |
|-----------|----------|
| 飛 島 加 入 区 | 酒田市飛島の区域 |

山形県告示第252号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 加入区 名称    | 区 域      |
|-----------|----------|
| 飛 島 加 入 区 | 酒田市飛島の区域 |

山形県告示第253号

昭和41年 4月県告示第422号(山形県野菜奨励品種)の一部を次のように改正する。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

8 いちごの項を次のように改める。

8 削除

山形県告示第254号

昭和41年 4月県告示第423号(山形県果樹奨励品種)の一部を次のように改正する。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 りんごの項ジヨナゴールド(昭和55年)の項を削る。

山形県告示第255号

昭和57年 3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部を次のように改正する。

平成17年 3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

7 ぶどうの項オリンピア(昭和57年)の項を削る。

9 とうもろこしの項スノーデント120X(DK727)(平成13年)の項を削り、9 とうもろこしの項に次の2項を加える。

バイオニア110日(34N43)(平成17年)

米国バイオニア社において育成した品種である。

早生で、草姿は長稈だが、耐倒伏性が強く、黒穂病、すす紋耐病性は極強で、根腐れ病耐病性は強く、多収である。

県内一円に適する。

スノーデント127S(SH0800)(平成17年)

米国シンジェンタ社において育成した品種である。

中生の晩で、草姿は大型で着雌穂高も高いが、耐倒伏性は強い。

黒穂病、すじ萎縮病耐病性は極強で、すす紋病、紋枯病耐病性が強く、多収である。

県内一円に適する。

13 りんごの項に次の1項を加える。

昂林(こうりん)(平成17年)

福島県の農家がふじの実生から選抜して育成した品種である。

果実は、350グラムから400グラムの太玉で、収穫時期は9月下旬の中生である。

果皮の色は縞状に明るい紅色で、果肉は黄色で多汁、肉質はち密で硬く、蜜が入る。

食味は良好で適度の酸味があり、日持ち性が良い。

県内のりんご栽培地全域に適する。

26 だいこんの項を次のように改める。

## 26 削除

27 オーチャードグラスの項アキミドリ(昭和57年)の項を削る。

28 チモシーの項を次のように改める。

## 28 削除

52アスパラガスの項の次に、次の1項を加える。

## 53 いちご

おとめ心(おとめごころ)(平成17年)

山形県立砂丘地農業試験場において、砂丘S2号に北の輝を交配して育成した品種である。

宝交早生ほうこうわせと比較して、休眠性は同じかやや浅く、収穫時期は4日から13日程度遅い。

果重は宝交早生ほうこうわせより重く、果実は光沢があり、硬くて日持ちが良い。

果実の品質は宝交早生ほうこうわせと比較して、糖度が高く、酸味があり、食味は良好である。

4月から6月に収穫する低温カット栽培として県内一円に適する。

## 山形県告示第256号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字須郷字蛇沢33 - 23、字大太郎向34 - 4、34 - 5、34 - 6、34 - 11、字小太郎向38 - 1、38 - 2、38 - 3、38 - 6(次の図に示す部分に限る。)

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

米沢市大字口田沢字小平沢3126 - 43、3126 - 44、3126 - 48

## (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 3 (1) 保安林予定森林の所在場所

東田川郡朝日村大字本郷字黒森1 - 349、1 - 350、1 - 351、1 - 352、1 - 353、1 - 354、1 - 355、1 - 356、1 - 368

## (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

4 (1) 保安林予定森林の所在場所

鶴岡市大字中山字瓜沢65 - 1、65 - 2、65 - 3、75、76、77、78、79、79 - 1、80、81

(2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字瓜沢81

(ロ) その他の森林については、伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第257号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東置賜郡高畠町大字上和田上組字南奥山2849-7、西置賜郡飯豊町大字岩倉字口黒841-1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第258号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 施行者の名称

酒 田 市



## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 酒田都市計画下水道事業

(2) 名称 酒田公共下水道（最上川下流域下水道（庄内処理区）酒田市流域関連公共下水道）

## 3 変更の内容

(1) 収用の部分 平成11年7月県告示第710号、平成13年11月県告示第865号の事業地に山形県酒田市宮野浦三丁目を加える。

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業施行期間

平成11年7月9日から平成22年3月31日まで

教育委員会関係

## 告 示

## 山形県教育委員会告示第5号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第26条第1項の規定により、山形県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成17年3月25日

山形県教育委員会

委員長 伊藤 晴 夫

| 種 別    | 名 称   | 所 在 地        | 保 存 団 体  |
|--------|-------|--------------|----------|
| 民俗芸能の部 | 安久津延年 | 東置賜郡高島町大字安久津 | 安久津延年保存会 |

選挙管理委員会関係

## 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成17年3月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

## その他の団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日           |
|----------|--------|----------|-------------------|-----------------|
| 黒田哲夫後援会  | 梅津茂秋   | 黒田修悦     | 東田川郡三川町大字横川字隠里70  | 平成<br>17. 2. 7  |
| 佐藤栄市後援会  | 佐藤光生   | 瀬尾 覚     | 東田川郡三川町大字加藤字赤田23  | 平成<br>17. 2. 21 |
| 三川町を愛する会 | 石栗孝一   | 菅原弘之     | 東田川郡三川町大字土口字村中123 | 平成<br>17. 2. 23 |

## 山形県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年3月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 政党

| 政治団体の名称        | 異動事項  | 内 容   |      | 届出年月日          |
|----------------|-------|-------|------|----------------|
|                |       | 新     | 旧    |                |
| 自由民主党山形県看護連盟支部 | 会計責任者 | 井上時子  | 滝川歌子 | 平成<br>17. 2.21 |
| 自由民主党山形県ハイタク支部 | 代表者   | 小野寺喜一 | 蜂屋雅之 | 平成<br>17. 2.23 |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称             | 異動事項       | 内 容         |                  | 届出年月日          |
|---------------------|------------|-------------|------------------|----------------|
|                     |            | 新           | 旧                |                |
| 国際勝共連合山形県本部         | 主たる事務所の所在地 | 上山市宮脇237藤井方 | 山形市松山1-6-6<br>1F | 平成<br>17. 2.14 |
| 柏倉信一後援会             | 代表者        | 鈴木光夫        | 久保田栄             | 平成<br>17. 2.17 |
| 結城岩太郎後援会            | 代表者        | 菊地義昭        | 清野周治             | 平成<br>17. 2.17 |
| 高橋一俊後援会             | 会計責任者      | 高橋広樹        | 高橋藤藏             | 平成<br>17. 2.18 |
| 山形県民社協会天童支部         | 会計責任者      | 三浦健         | 齋藤和春             | 平成<br>17. 2.18 |
| 日本看護連盟山形県支部         | 会計責任者      | 井上時子        | 滝川歌子             | 平成<br>17. 2.21 |
| 石川忠義後援会             | 会計責任者      | 石川忠義        | 縄野徳弘             | 平成<br>17. 2.22 |
| 山形県民社協会新庄支部         | 会計責任者      | 佐藤祐司        | 阿部圭司             | 平成<br>17. 2.23 |
| ほりとよ後援会             | 代表者        | 堀豊明         | 今井英憲             | 平成<br>17. 2.25 |
| 石田ちよぞう後援会           | 代表者        | 石田千與三       | 石田千与三            | 平成<br>17. 2.28 |
| 21世紀を築く県民の会<br>金山支部 | 代表者        | 柴田清正        | 小野寺賢一            | 平成<br>17. 3. 3 |
|                     | 会計責任者      | 寒河江宏一       | 柴田清正             | 平成<br>17. 3. 3 |

## 山形県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成17年3月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|---------|--------------|---------------|
| 高橋一俊後援会 | 解散           | 平成16.12.30    |
| 高橋寿男後援会 | 解散           | 平成16.12.31    |
| 原田俊夫後援会 | 解散           | 平成17.2.4      |
| 佐藤栄市後援会 | 解散           | 平成17.2.20     |

## 山形県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成15年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年3月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## (その他の政治団体)

単位：円

| 政治団体の名称                          | 佐藤栄一後援会  | いがらし昭市郎<br>後援会 | いがらし昭市郎<br>を励ます会 |
|----------------------------------|----------|----------------|------------------|
| 報告年月日                            | 17. 3. 4 | 17. 3. 9       | 17. 3. 9         |
| 収入総額                             | 0        | 0              | 0                |
| 前年繰越額                            | 0        | 0              | 0                |
| 本年収入額                            | 0        | 0              | 0                |
| 支出総額                             | 0        | 0              | 0                |
| 本年収入の内訳                          |          |                |                  |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |          |                |                  |
| 寄附(内訳別掲)                         | 0        | 0              | 0                |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  |          |                |                  |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |          |                |                  |
| 政党匿名寄附                           |          |                |                  |
| 事業収入(内訳別掲)                       |          |                |                  |
| 交付金収入                            |          |                |                  |
| 借入金(内訳別掲)                        |          |                |                  |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |          |                |                  |
| 支出の内訳                            |          |                |                  |
| 経常経費                             | 0        | 0              | 0                |
| 人件費                              |          |                |                  |
| 光熱水費                             |          |                |                  |
| 備品・消耗品費                          |          |                |                  |
| 事務所費                             |          |                |                  |
| 政治活動費                            | 0        | 0              | 0                |
| 組織活動費                            |          |                |                  |
| 選挙関係費                            |          |                |                  |
| 事業費                              | 0        | 0              | 0                |
| 機関紙発行事業費                         |          |                |                  |
| 宣伝事業費                            |          |                |                  |
| パーティー事業費                         |          |                |                  |
| その他の事業費                          |          |                |                  |
| 調査研究費                            |          |                |                  |
| 寄附・交付金                           |          |                |                  |
| その他の経費                           |          |                |                  |
| 資産等の有無                           | 無        | 無              | 無                |

## 山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年3月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠



## 山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成16年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年3月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                     | 高橋寿男後援会  | 高橋一俊後援会  |
|-----------------------------|----------|----------|
| 報告年月日                       | 17. 1.20 | 17. 2.18 |
| 収入総額                        | 81,766   | 23,878   |
| 前年繰越額                       | 32,766   | 23,878   |
| 本年収入額                       | 49,000   | 0        |
| 支出総額                        | 81,766   | 23,870   |
| 本年収入の内訳                     |          |          |
| 個人の党費・会費 金額                 | 49,000   |          |
| 員数(人)                       | 46       |          |
| 寄附(内訳別掲)                    | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)             |          |          |
| 団体分                         |          |          |
| 政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)   |          |          |
| 政党匿名寄附                      |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                  |          |          |
| 交付金収入                       |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                   |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの |          |          |
| 支出の内訳                       |          |          |
| 経常経費                        | 0        | 23,870   |
| 人件費                         |          |          |
| 光熱水費                        |          |          |
| 備品・消耗品費                     |          |          |
| 事務所費                        |          | 23,870   |
| 政治活動費                       | 81,766   | 0        |
| 組織活動費                       | 81,766   |          |
| 選挙関係費                       |          |          |
| 事業費                         | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費                    |          |          |
| 宣伝事業費                       |          |          |
| パーティー事業費                    |          |          |
| その他の事業費                     |          |          |
| 調査研究費                       |          |          |
| 寄附・交付金                      |          |          |
| その他の経費                      |          |          |
| 資産等の有無                      | 無        | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成17年3月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                                  | 原田俊夫後援会  | 佐藤栄市後援会   |
|------------------------------------------|----------|-----------|
| 報告年月日                                    | 17. 2. 8 | 17. 2. 21 |
| 収入総額                                     | 0        | 197,495   |
| 前年繰越額                                    | 0        | 197,495   |
| 本年収入額                                    | 0        | 0         |
| 支出総額                                     | 0        | 0         |
| 本年収入の内訳                                  |          |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |           |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |           |
| 政党匿名寄附                                   |          |           |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |           |
| 交付金収入                                    |          |           |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |           |
| 支出の内訳                                    |          |           |
| 経常経費                                     | 0        | 0         |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          |           |
| 政治活動費                                    | 0        | 0         |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        | 0         |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |           |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |           |
| 資産等の有無                                   | 無        | 無         |

## 山形県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により平成15年10月29日付け山形県選挙管理委員会告示第151号で公表した平成14年分の収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成17年3月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

(資金管理団体)単位:円

| 政治団体の名称                          | ニュービジョン<br>山水会 |
|----------------------------------|----------------|
| 報告年月日                            | 15. 2. 6       |
| 収入総額                             | 101,200        |
| 前年繰越額                            | 1,200          |
| 本年収入額                            | 100,000        |
| 支出総額                             | 70,000         |
| 本年収入の内訳                          |                |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |                |
| 寄附(内訳別掲)                         | 100,000        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  | 100,000        |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |                |
| 政党匿名寄附                           |                |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                |
| 交付金収入                            |                |
| 借入金(内訳別掲)                        |                |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                |
| 支出の内訳                            |                |
| 経常経費                             | 50,000         |
| 人件費                              |                |
| 光熱水費                             |                |
| 備品・消耗品費                          |                |
| 事務所費                             | 50,000         |
| 政治活動費                            | 20,000         |
| 組織活動費                            | 20,000         |
| 選挙関係費                            |                |
| 事業費                              | 0              |
| 機関紙発行事業費                         |                |
| 宣伝事業費                            |                |
| パーティー事業費                         |                |
| その他の事業費                          |                |
| 調査研究費                            |                |
| 寄附・交付金                           |                |
| その他の経費                           |                |
| 資産等の有無                           | 無              |
| 訂正年月日                            | 17. 2. 25      |



## ニュービジョン山水会

## ○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名  
高橋秀也

資金管理団体の届出に係る公職の種類  
真室川町長

## ○寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称  
高橋秀也

金額  
100,000円

住所・所在地  
最上郡真室川町

## 山形県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により平成16年10月27日付け山形県選挙管理委員会告示第164号で公表した平成15年分の収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

平成17年3月25日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

(資金管理団体)単位:円

| 政治団体の名称                          | ニュービジョン<br>山水会 |
|----------------------------------|----------------|
| 報告年月日                            | 16. 2.27       |
| 収入総額                             | 71,200         |
| 前年繰越額                            | 31,200         |
| 本年收入額                            | 40,000         |
| 支出総額                             | 70,000         |
| 本年收入の内訳                          |                |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |                |
| 寄附(内訳別掲)                         | 40,000         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  | 40,000         |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) |                |
| 政党匿名寄附                           |                |
| 事業収入(内訳別掲)                       |                |
| 交付金収入                            |                |
| 借入金(内訳別掲)                        |                |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの      |                |
| 支出の内訳                            |                |
| 経常経費                             | 50,000         |
| 人件費                              |                |
| 光熱水費                             |                |
| 備品・消耗品費                          |                |
| 事務所費                             | 50,000         |
| 政治活動費                            | 20,000         |
| 組織活動費                            | 20,000         |
| 選挙関係費                            |                |
| 事業費                              | 0              |
| 機関紙発行事業費                         |                |
| 宣伝事業費                            |                |
| パーティー事業費                         |                |
| その他の事業費                          |                |
| 調査研究費                            |                |
| 寄附・交付金                           |                |
| その他の経費                           |                |
| 資産等の有無                           | 無              |
| 訂正年月日                            | 17. 2.25       |

ニュービジョン山水会

## ○資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

高橋 秀也

資金管理団体の届出に係る公職の種類

真室川町長

○寄附の内訳

（個人分）

|           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| 寄附者の氏名・名称 | 金 額     | 住所・所在地  |
| 高 橋 秀 也   | 40,000円 | 最上郡真室川町 |

山形県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成17年3月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称 | 届 出 年 月 日  |
|-----------|-------------------|------------|
| 原 田 俊 夫   | 原 田 俊 夫 後 援 会     | 平成17. 2. 8 |

山形県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年3月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公 職 の 種 類 | 異 動 事 項 | 内 容         |                      |
|-----------|-----------|---------|-------------|----------------------|
|           |           |         | 新           | 旧                    |
| 田 宮 栄 佐 美 | 河 北 町 長   | 公職の種類   | 河北町長（現職）    | 河北町長（候補者）            |
| 小 野 幸 作   | 山形県議会議員   | 公職の種類   | 山形県議会議員（現職） | 山形県議会議員（候補者）         |
| 赤 塚 幸 一 郎 | 天童市議会議員   | 公職の種類   | 天童市議会議員（現職） | 天童市議会議員（候補者）         |
| 漆 山 光 春   | 河北町議会議員   | 公職の種類   | 河北町議会議員（現職） | 河北町議会議員（候補者となろうとする者） |
| 斎 藤 武 弘   | 山形市議会議員   | 公職の種類   | 山形市議会議員（現職） | 山形市議会議員（候補者となろうとする者） |
| 折 原 政 信   | 山形市議会議員   | 公職の種類   | 山形市議会議員（現職） | 山形市議会議員（候補者）         |
| 和 嶋 未 希   | 山形県議会議員   | 公職の種類   | 山形県議会議員（現職） | 山形県議会議員（候補者となろうとする者） |
| 石 井 秀 夫   | 余目町議会議員   | 公職の種類   | 余目町議会議員（現職） | 余目町議会議員（候補者）         |
| 石 田 千 與 三 | 新庄市議会議員   | 公職の種類   | 新庄市議会議員（現職） | 新庄市議会議員（候補者）         |
| 田 沢 伸 一   | 山形県議会議員   | 公職の種類   | 山形県議会議員（現職） | 山形県議会議員（候補者）         |
| 今 田 雄 三   | 新庄市議会議員   | 公職の種類   | 新庄市議会議員（現職） | 新庄市議会議員（候補者となろうとする者） |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則13 - 5（職員からの苦情相談に関する規則）をここに公布する。

平成17年3月25日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

山形県人事委員会規則13 - 5（職員からの苦情相談に関する規則）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。次条及び第4条第1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会に対する苦情相談）

第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

（1）離職に関する苦情相談

（2）法第28条の4から第28条の6までの規定に基づく採用に関する苦情相談

（職員相談員）

第3条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうちから、苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）を指名する。

（事案の処理）

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、山形県人事委員会規則13 - 1（職員の不利益処分の審査に関する規則）第6条第1項の規定による受理又は山形県人事委員会規則13 - 2（職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する規則）第8条の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第5条 職員相談員は、申出人、当該申出人の所属する任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

（記録の作成等）

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第8条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（人事委員会及び任命権者の協力）

第9条 人事委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、人事委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（権限の委任）

第10条 法第8条第4項の規定に基づき、この規則に基づく人事委員会の権限に属する事務を事務局長に委任す

る。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則4 - 5（公益法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

第2条第11号を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則4 - 7（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6 - 1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

第11条中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号及び第4号」に改め、「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削る。

第15条中「前条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号」を「前条第1項第3号及び第4号」に改め、「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「次の各号」を「次の各号に掲げるいずれかの」に、「から第3号まで」を「又は第2号に掲げる」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号

年 月 日

任命権者あて

所属職 氏 名 印

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

下記のとおり〔 養育 介護 〕のため〔 深夜勤務 時間外勤務 〕の制限を請求します。

記

|                |              |                |
|----------------|--------------|----------------|
| 1 請求に係る子又は要介護者 | 氏 名          | (要介護者の続柄： )    |
|                | 子の生年月日       | 年 月 日生( 出産予定日) |
|                | 養子縁組の効力が生じた日 | 年 月 日          |

|                           |          |                                                                                                                                                                        |                       |  |
|---------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--|
| 2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況 | 有        | 深夜において就業している。<br>（深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）<br>就業している。<br>（時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入）<br>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である。<br>産前6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）又は産後8週間以内である。 |                       |  |
|                           | 無        |                                                                                                                                                                        |                       |  |
| 3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容      |          |                                                                                                                                                                        |                       |  |
| 4 請求に係る期間                 | 深夜勤務の制限  | 年 月 日から<br>年 月 日まで                                                                                                                                                     | 毎日<br>毎週 曜日<br>その他（ ） |  |
|                           | 時間外勤務の制限 | 年 月 日から<br>1年 月                                                                                                                                                        | 月（12月に満たないものに限る。）     |  |

- 備考 1 署名した場合は、押印を省略することができる。
- 2 「1」欄について  
「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入するものとし、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日にレ印を記入すること。
- 3 「2」欄について  
(1) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入すること。  
(2) 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。
- 4 「3」欄について  
この欄は要介護者を介護するために請求する場合において記入すること。
- 5 「4」欄について  
子を養育するため深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

別記様式第2号中

- 「 要介護者と職員との親族関係が消滅した。（消滅の事由： ）  
同居しなくなった。 」を  
「 要介護者と職員との親族関係が消滅した。（消滅の事由： ）」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年3月25日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

- 別表第3（第1号様式）中「旅行命令番号」を「整理番号」に、「旅行命令日」を「入力日」に改める。  
別表第3（第2号様式）中「旅行命令番号」を「整理番号」に、「旅費請求日」を「入力日」に改める。  
別表第3（第3号様式）及び別表第3（第4号様式）中「旅行命令番号」を「整理番号」に、「旅行命令日」を「入力日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
2 この規則の施行の日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年3月25日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

第13条第1項中「当該休暇を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに」を「あらかじめ」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の申請があった場合においては、任命権者は速やかに当該申請に係る休暇の承認をするかどうかを決定するものとする。ただし、当該申請に係る期間のうち、当該申請があった日から起算して1週間を経過する日後の期間については、当該経過する日までに承認をするかどうかを決定することができる。

別表中

|          |                                           |  |
|----------|-------------------------------------------|--|
| (9) 妻の分娩 | 出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内において3日以内 |  |
|----------|-------------------------------------------|--|

を

|          |                                           |  |
|----------|-------------------------------------------|--|
| (9) 妻の出産 | 出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過するまでの期間内において3日以内 |  |
|----------|-------------------------------------------|--|

|                                                                                                                                                        |               |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--|
| (9の2) 妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 当該期間内において5日以内 |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--|

に、

|                                                                                      |         |                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------|
| (12) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一つにする親族の疾病又は負傷について、当該疾病又は負傷が看護を必要とする場合で職員以外に看護者がいないと認められるとき | 1暦年5日以内 | 医師の診断書又はこれに代わる書面等。<br>ただし、任命権者がその事実を確認可能なときは、これを省略することができる。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------|

を

|                                                                                                                                  |                                                                                                             |                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| (12) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一にする親族が疾病又は負傷のため看護を必要とする場合で、当該職員以外に看護者がいない（小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合にあつては、その子の看護のため勤務しないことが相当である）と認められるとき | 次に掲げる区分ごとにそれぞれ1暦年5日以内<br>配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合<br>小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合 | 医師の診断書又はこれに代わる書面等。<br>ただし、任命権者がその事実を確認可能なときは、これを省略することができる。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|

に改め、

同項第15号期間の欄中「除いて」を「除いて原則として」に改める。

別記様式第3号の備考第1項に後段として次のように加える。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子を看護するため休暇を申請する場合にあつては、当該子の生年月日も併せて記入すること。

## 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前において、改正前の山形県人事委員会規則6-3別表その他の項第12号に定める休暇を与えられたものについては、改正後の山形県人事委員会規則6-3別表その他の項第12号期間の欄に掲げる区分に応じて、当該各区分の休暇を与えられたものとみなす。

山形県人事委員会規則7-3(職務に専念する義務の特例)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

第2条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 人事委員会規則13-5(職員からの苦情相談に関する規則)第5条の規定に基づく事情聴取、照会その他の調査に応ずる場合

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則13-1(職員の不利益処分 of 審査に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

第1条中「第8条第7項」を「第8条第8項」に改める。

第45条第2項中「3月」を「6月」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の山形県人事委員会規則13-1(職員の不利益処分 of 審査に関する規則)第45条第2項の規定は、この規則による改正前の山形県人事委員会規則13-1(職員の不利益処分 of 審査に関する規則)第45条第2項の規定する期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。

山形県人事委員会規則13-3(公開口頭審理の傍聴に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

第1条中「第8条第4項」を「第8条第5項」に改める。

## 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県人事委員会告示第2号

平成16年3月19日山形県人事委員会告示第1号(人事委員会事務局長に対する任期付職員及び任期付研究員の採用等に関する承認並びに協議の権限の委任)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月25日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

「第13条」を「第12条」に改める。



## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、地方税電子申告システム用電子計算機組織の賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日時 平成17年5月9日(月) 午前11時

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

地方税電子申告システム用電子計算機組織の賃貸借サービス 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成17年11月1日から平成22年10月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価のうち5箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成17年1月18日付け県公報第1611号)により公示された資格を有すること。

(2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。

(3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 総務部税政課税務電算係 電話番号023(630)2569

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成17年4月14日(木)午後3時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約に関しては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、並びにこの契約に係る次年度以降の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。  
 (4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease of the equipment for the computer system for examining Local Tax declaration completed via the Internet, 1 set  
 (2) Time-limit for tender: 11:00 AM, May 9, 2005  
 (3) Contact point for the notice: Computers Tax Systems Section, Taxation Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570, Japan TEL 023-630-2569

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成17年7月25日まで縦覧に供する。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称)ヤマザワ鶴岡宝田店  
 鶴岡市宝田二丁目10番50外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
 代表取締役 山澤 進
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
 代表取締役 山澤 進  
 その他は未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成17年11月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,292平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 183台
  - (2) 駐輪場の収容台数 63台
  - (3) 荷さばき施設の面積 130.2平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 93.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 イ 開店時刻 午前9時  
 ロ 閉店時刻 翌日の午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
 平成17年3月9日
- 9 その他  
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年7月25日までに知事に提出することができる。  
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成17年7月25日まで縦覧に供する。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ旭新町店  
酒田市旭新町16番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 山澤 進
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称                 | 住 所            | 代表者の氏名 |
|---------------------|----------------|--------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進  |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進  |

（変更後）

| 名 称                 | 住 所            | 代表者の氏名  |
|---------------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 石 黒 晴 美 |

- 4 変更年月日  
平成16年6月24日
- 5 届出年月日  
平成17年3月9日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年7月25日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成17年7月25日まで縦覧に供する。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ東大町店  
酒田市東大町三丁目36番3外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称                 | 住 所            | 代表者の氏名  |
|---------------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株式会社奥羽カラー現像所        | 山形市南四番町1番24号   | 大 塚 康 弘 |

(変更後)

| 名 称                 | 住 所            | 代表者の氏名  |
|---------------------|----------------|---------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ     | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 石 黒 晴 美 |
| 株式会社奥羽カラー現像所        | 山形市南四番町1番24号   | 大 塚 康 弘 |

## 4 変更年月日

平成16年6月24日

## 5 届出年月日

平成17年3月9日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年7月25日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県営松境・住吉団地移転建替及び酒田市琢成学区コミュニティ防災センター整備等事業について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 入札の場所及び日時

(1) 開札場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 開札日時 平成17年8月10日(水)午後3時30分

(3) 受付時間 平成17年8月10日(水)午前10時から午後3時まで

(午前12時から午後1時までを除く。)

(4) 受付場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県土木部建築住宅課公営住宅建設係(12階)

## 2 入札に付する事項

(1) 事業名 山形県営松境・住吉団地移転建替及び酒田市琢成学区コミュニティ防災センター整備等事業

- (2) 事業場所 山形県酒田市北新町一丁目地内
- (3) 事業内容 PFI方式による県営住宅の設計、建設及び維持管理業務並びに酒田市琢成学区コミュニティ防災センターの設計及び建設
- (4) 事業期間 事業契約締結の日の翌日から平成40年3月31日まで
- (5) 予定価格 1,812,713,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)
- 3 入札参加者の構成要件、設計及び建設に当たる者の資格要件、入札参加者の制限等
- (1) 入札参加者の構成要件
- 入札参加者は、県営住宅・琢成学区コミュニティ防災センターを整備(調査、設計及び建設)し、維持管理業務(県営住宅部分に限る。)を20年9箇月間にわたって安定して行うことができる複数の企業等で構成されるグループ(以下「入札参加者」という。)とし、次に掲げる要件を満たすものであること。
- イ 代表者を定めていること。
- ロ 入札参加者の構成員のいずれかが、他の入札参加者の構成員として重複参加していないこと。
- ハ 入札参加者の構成員には、設計に当たる者、建設に当たる者及び維持管理業務に当たる者が含まれていること。
- ニ 工事監理は、設計に当たる者が行うこと。ただし、設計に当たる者と建設に当たる者が同一の場合には、当該設計に当たる者以外の工事監理を行う者を、県の承諾を受けて別に定めること。
- (2) 設計及び建設に当たる者の資格要件
- イ 設計に当たる者は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (ロ) 設計に当たる者が複数の企業の場合は、すべての者が(イ)の資格要件を満たしていること。
- ロ 建設に当たる者は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (イ) 平成17・18年度山形県建設工事競争入札参加資格名簿に登録されている者(単体、経常共同企業体、事業協同組合等のうちいずれか1つの参加に限る。)であること。
- (ロ) 平成17・18年度山形県建設工事競争入札参加資格名簿による建築一式工事のAの等級に格付けされていること。
- (ハ) 次に掲げる要件を満たす監理技術者又は主任技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、建設工事共同企業体の幹事企業から現場代理人を常駐させることができること。
- ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- イ 一級建築施工管理技士、一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
- (ニ) 建設に当たる者は2又は3の企業等とし、そのすべての者が(イ)から(ハ)までの資格要件を満たしていること。
- (ホ) 建設に当たる者は、事業契約の締結後に特定建設工事共同企業体を組成すること。
- (3) 入札参加者の制限
- 入札参加者は、イからチまでのいずれかに該当する構成員を含まないこと。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ロ 商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による整理開始の申立て又は通告がなされている者
- ハ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者及び同法附則第2条の規定による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)に基づき破産の申立てがなされている者
- ニ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- ホ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- ヘ 山形県建設工事請負業者指名停止要綱又は酒田市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づき、指名停止の処分を受けている者
- ト 建築士法第10条第1項及び第26条第2項の規定による処分を受けている者
- チ 県及び酒田市が本事業のために設置する審査委員会の委員が属する企業並びにその関係企業並びに本事業の主催者関係者(県及び酒田市に在籍する者並びに本事業のアドバイザー業務に関与する者をいう。なお、県及び酒田市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザー業務を委託しており、株式会社佐藤総合計画は、本事業について石井法律事務所(法務アドバイザー)と提携している。)

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県土木部建築住宅課公営住宅建設係 電話番号 023-630-2637
- 5 入札説明書等の公表
  - (1) 日 時 平成17年3月28日(月)
  - (2) 場 所 山形県ホームページ(URL <http://www.pref.yamagata.jp/>) で公表する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 施設購入費相当分の10分の1に相当する金額以上の額について県があらかじめ同意する金融機関の連帯保証による保証があること。
- 7 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、次の各号に掲げる入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第122条の2の規定に該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合には落札の決定を取り消すものとする。
  - (1) 競争参加資格確認申請書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
  - (2) 明らかに談合によると認められる入札
  - (3) 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 8 落札者の決定方法等  
本件入札は、入札金額と入札金額以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する総合評価方式により行う。
- 9 その他
  - (1) 競争参加資格確認申請書等の受付は、平成17年5月16日(月)から同月19日(木)までとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) 本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月県条例第6号)の規定により、山形県議会の議決に付さなければならない事業であるため、山形県議会の議決を得た後に本契約を締結する。
  - (4) 詳細については、入札説明書による。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                        | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金          | 摘要                       |                                        |
|-----------------|----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|--------------------------|----------------------------------------|
|                 |                            | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営あらとアパ<br>ート1号 | 西置賜郡白鷹町<br>大字荒砥乙725<br>- 1 | 3DK  | 74.4                          | 2    | 一般用 | 23,500<br>円             | 28,500<br>円                            | 33,800<br>円                            | 39,000<br>円                            | 45,000<br>円                            | 51,700<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                        |
| 同 飯豊アパー<br>ト    | 同 飯豊町<br>大字萩生3893 -<br>3   | 同    | 59.4                          | 1    | 同   | 14,600<br>円             | 17,700<br>円                            | 20,900<br>円                            | 24,200<br>円                            | 27,900<br>円                            | 32,100<br>円 |                          |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年4月1日から4月11日まで(ただし、郵送の場合は、平成17年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜西事務所  
(山形県長井市高野町二丁目3番1号)

## 5 入居の時期 平成17年5月中旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘



1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金     | 摘要                       |                                        |
|------------------|---------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------------------------|----------------------------------------|
|                  |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営茅原アパー<br>ト1号   | 鶴岡市大字茅原<br>字草見鶴16-1       | 3DK  | 63.5                          | 1    | 一般用 | 16,500                  | 20,000                                 | 23,600                                 | 27,300                                 | 31,500                                 | 36,200 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                        |
| 同<br>3号B         | 同                         | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 17,400                  | 21,100                                 | 25,000                                 | 28,900                                 | 33,300                                 | 38,300 |                          |                                        |
| 同<br>新橋アパー<br>トB | 酒田市新橋五丁<br>目5-1           | 同    | 68.2                          | 1    | 同   | 24,300                  | 29,500                                 | 34,900                                 | 40,300                                 | 46,600                                 | 53,500 |                          |                                        |
| 同<br>余目アパー<br>ト  | 飽海郡余目町大<br>字余目字大塚93<br>-1 | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 16,300                  | 19,800                                 | 23,500                                 | 27,100                                 | 31,300                                 | 35,900 |                          |                                        |
| 同                | 同                         | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 16,800                  | 20,300                                 | 24,100                                 | 27,800                                 | 32,100                                 | 36,800 |                          |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
    - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成17年4月5日から同月11日まで(ただし、郵送の場合は、平成17年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成17年6月上旬

水道法(昭和32年法律第177号)第31条において準用する同法第24条の2に基づき、定期水質検査の結果等について、各広域水道用水供給事業年報を県行政情報センター、県総合支庁窓口、県立図書館及び市町村立図書館に配備し、情報提供を行った。

その概要は、次のとおりである。

平成17年3月25日

山形県企業管理者 細野 武 司

## 1 水質検査結果

平成15年度に実施した1日1回行う色・濁り及び消毒の残留効果に関する検査並びに概ね1か月ごとに行う水質基準に関する検査について、すべての広域水道用水供給事業において基準を満たしている。

## 2 事業実施体制

本局(総務課及び水道課)、置賜地区水道事務所、村山地区水道事務所、最上地区水道事務所及び庄内地区水道事務所(本所及び平田支所)

## 3 費用

## (1) 置賜広域水道用水供給事業

建設事業費 11,472百万円、平成15年度総費用 645,472,318円

## (2) 村山広域水道用水供給事業

建設事業費 67,878百万円、平成15年度総費用 3,384,866,588円

## (3) 最上広域水道用水供給事業

建設事業費 10,021百万円、平成15年度総費用 691,564,341円

## (4) 庄内広域水道用水供給事業

建設事業費 69,920百万円、平成15年度総費用 2,754,538,301円

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行  |
|------------|-----------|-----|----|
| 平成16.10.27 | 号外(64)    | 38  | 19 |

## 誤

## (2) 動産

| 政治団体の名称 | 品目  | 数量 | 所得の価格(円)  | 取得年月日      |
|---------|-----|----|-----------|------------|
| 地域問題研究会 | 自動車 | 1  | 2,000,000 | 平成11.10.27 |

## 正

## (2) 動産

| 政治団体の名称 | 品目  | 数量 | 所得の価格(円)  | 取得年月日      |
|---------|-----|----|-----------|------------|
| 地域問題研究会 | 自動車 | 1  | 2,000,000 | 平成11.10.27 |

## (3) 借入金

| 政治団体の名称   | 借入先    | 借入残高(円)   |
|-----------|--------|-----------|
| 最新政治経済研究会 | 新庄信用金庫 | 5,000,000 |

平成17年3月25日印刷  
平成17年3月25日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056